



エコアクション21[®]
登録番号 0001803

Fukuoka Johkasou Association

KAIHOU

麗しい水環境の創造へ

かいほう

2019
SUMMER

152

夏号



一般財団法人 福岡県浄化槽協会

Fukuoka Johkasou Association

従業員の方々にも広く、ご回覧下さい。

INDEX



ハート岩



蹴洞岩



八女津媛神社



八女津媛神社

(八女市矢部支所建設経済課産業観光係 提供)



事業報告

法人運営

第28回理事会の開催	1
第18回評議員会の開催	1
一般財団法人福岡県浄化槽協会 評議員・役員名簿	2
平成30年度事業報告	3
一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰	10
一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰	10

普及啓発

環境フェアへの出展	10
浄化槽普及啓発活動の紹介	11
浄化槽普及啓発資料の紹介	12
出前講座の実施	13
浄化槽適正管理推進キャンペーンの実施	14

検査事業

クロスチェック委員会の報告	14
法定検査結果について	16
平成30年度7条検査実施時の「無管理」浄化槽について	17

行事

協会行事録(平成31年4月～令和元年6月)	18
-----------------------	----

情報

官庁情報

福岡県内市町村の浄化槽に関する補助事業等実施一覧	19
福岡県浄化槽整備事業補助金について	20
省エネ型浄化槽システム導入推進事業について	24
浄化槽法の一部を改正する法律 概要	24

試験・講習

令和元年度(2019年度)浄化槽関係試験・講習日程表	25
----------------------------	----

その他

福岡県議会で汚水処理の推進について一般質問	26
指定採水員指定講習会(更新)兼浄化槽技術研修会の開催のお知らせ	28
浄化槽Q&A	28
法定検査の指摘事例	29
水質検査課だより(No.9)	30
ご存知ですか?9条検査 ～水質検査のご案内～	31
お盆休みに伴う検体受付について(お知らせ)	32
新規採用職員の紹介	32
ふるさと百景	33
編集後記	33
第8回浄化槽ポスターコンクールのお知らせ	34

表紙の写真等について

八女市の東部、矢部村には日向神ダムがあります。表紙は、ダム北壁の一部「ハート岩」と呼ばれる大岩です。蹴洞岩(けほぎいわ)も北壁の奇岩群を構成する岩の一つです。また、北矢部には、名前の由来になった女神・八女津媛を祀る八女津媛神社があります。この夏、矢部村の神秘的なパワースポットを一度訪れてみてはいかがでしょうか。

第28回理事会の開催

5月21日(火)に当協会の第28回理事会を開催しました。

三浦理事長を議長として議事に入り、平成30年度事業報告、計算書類及び公益目的支出計画実施報告書などの議案は、全て満場一致で承認、可決されました。

第1号議案 平成30年度事業報告、計算書類及び公益目的支出計画実施報告書の承認について

第2号議案 一般財団法人福岡県浄化槽協会第18回評議員会の招集について



三浦理事長の挨拶



理事会のようす

事業報告/法人運営

第18回評議員会の開催

6月18日(火)に当協会の第18回評議員会を開催しました。

安徳評議員を議長として議事に入り、定足数を満たし本評議員会は成立しました。

平成30年度計算書類及び公益目的支出計画実施報告書などの議案は、全て満場一致で可決されました。

第1号議案 平成30年度事業報告、計算書類及び公益目的支出計画実施報告書の承認について



評議員会のようす

● 評議員

令和元年7月1日現在

役 職	氏 名	所 属
評 議 員	安 徳 博	(有)久留米清掃センター
	大 山 忠 成	(株)日豊清掃センター
	川 口 敬 介	(株)ケイ・エスクラフト工業
	竹 又 敏 弘	アムズ(株)福岡支店
	椿 本 聡	福岡市生活衛生課
	中 嶋 浩 二	(有)添田環境サービス
	永 野 孝 明	(有)環境整備センター
	花 嶋 正 孝	福岡大学名誉教授
	馬 庭 二 郎	(株)西原ネオ
	山 口 勝 弘	(有)山口興産
	山 口 哲 司	元福岡県環境生活部長
	山 口 洋 志	福岡県廃棄物対策課
	山 崎 健 一	(有)稲築環境衛生

(五十音順)

● 役 員

令和元年7月1日現在

役 職	氏 名	所 属
理 事 長	三 浦 正 吏	協業組合朝倉浄水
副 理 事 長	川 嶋 奉 幸	(有)筑紫環境開発
	永 田 勝 芳	フジクリーン工業(株)福岡支店
	永 田 十代介	(有)リバブル
	安 田 武 博	(有)アメニティ宇美
専 務 理 事	山 本 直 隆	一般財団法人福岡県浄化槽協会
常 務 理 事	梅 崎 誠 治	一般財団法人福岡県浄化槽協会
理 事	井 上 輝 男	福岡県環境整備事業協同組合連合会
	梶 原 博	大栄産業(株)福岡営業所
	後 藤 良 夫	英福工業(株)
	西 口 周 治	(有)西口住宅設備
	橋 本 繁 樹	久留米市給排水設備課
	平 野 恒 一	山見商会
	渡 辺 章	元福岡県知的所有権センター
監 事	古 賀 昭 洋	古賀税務会計事務所
	的 野 寛	すみきーる(株)

(五十音順)

I 法人運営

【運営方針】

経営ビジョンを達成するために、組織体制と経営基盤の充実に努めたほか、事業評価の実施による協会事業の効率的、効果的な推進、人事評価制度の公正かつ適正な運用による人材育成並びに公益目的事業の的確な実施を図った。

II 具体的事業

【総務部関連】

1 組織体制の充実

理事会及び評議員会並びに専門部会等の適正な運営を図り、併せて重点事業等を的確かつ円滑に実施するために組織体制の充実及び人材の適正な配置を行った。

《平成30年度の重点事業》

①法定検査 ②浄化槽適正管理の推進 ③事業評価 ④人材育成

2 経営基盤の充実

事業点検等に基づく経費節減に努め、浄化槽の適正管理を推進することによる法定検査受検率の向上に伴う収益の増加を図った。

3 事業評価の実施

事業計画書の充実に努めるとともに、PDCAサイクルの的確な実施による協会事業の効率的、効果的な推進を図った。

4 人材育成

人材育成専門機関が実施する各種セミナーの受講を推進し、職員のビジネススキルの向上を図った。

内部研修として、技術系職員の研修を計画的に行い技術力の向上を図るとともに、新たに、将来を担う若手職員を対象とした「主任層研修」を実施し、資質の向上を図った。

また、中核的役割を担う課長級職員を対象に人事評価を試験的に先行実施し、能力と業績の両面から評価を行った。

5 関係機関との連携、協力

行政、関係団体と連携、協力し、水環境保全の推進に努めた。

なお、環境省が実施する「省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業」の受付業務を受託し、事業の速やかな推進並びに地球環境の保全及び生活環境の保全に貢献した。

また、環境省に職員を派遣し、浄化槽の整備に向けた調査や信頼性確保に関する調査検討等の業務に従事することによって浄化槽行政の推進に協力した。

行政：環境省、福岡県、久留米市等

関係団体：（一社）全国浄化槽団体連合会 九州地区浄化槽指定検査機関協議会
福岡県浄化槽推進協議会 福岡県環境整備事業協同組合連合会

6 事務局、福岡検査センターの建設予定用地取得に関する協議

平成30年11月30日開催の常任理事会において、不動産鑑定士による客観性のある評価額をもとに、近隣の不動産取引価格等を加味しながら購入希望価格を決定し、同年12月13日に売り主である福岡県環境整備事業協同組合連合会と協議のうえ、売買価格の合意に至った。

7 社会貢献活動(CSR)

(1) エコアクション21の推進

エコアクション21の認証登録を通じて事業活動によって排出する二酸化炭素の抑制と廃棄物の削減に取り組んだ。

また、2017年版ガイドラインに基づき、経営と環境への取り組みの方向性を一致させるため「環境経営理念」並びに「環境経営方針」を策定した。

《削減効果》

過去11年間の取り組みによるCO2排出量削減効果 313,502[kg-CO2]

経費削減効果 15,701,056円

(2) インターンシップ

協力依頼のあった福岡大学並びに県立八女工業高校の学生(計6名)を受け入れ、就業体験を行った。

(3) ボランティア活動

平成30年7月に発生した西日本豪雨の被災地(久留米市)において、当協会の職員延べ8名が家屋の清掃やがれきの撤去等のボランティア活動に参加し、被災された方々の支援を行った。

【情報管理・企画部関連】

1 浄化槽適正管理推進事業

(1) 11条検査受検勧奨

平成24年度末から、11条検査を受検していないことが判明した浄化槽管理者に対し、県保健福祉環境事務所と連携して受検勧奨文書を発送している。

この事業により、浄化槽設置情報の正確な把握はもとより、浄化槽の適正管理(保守点検、清掃、法定検査)の推進及び無管理浄化槽に対する指導等が図られている。

平成30年度は、筑紫保健福祉環境事務所管内の2巡目を実施した。

なお、これまでの受検勧奨の実施状況(1巡目・2巡目)は、表のとおりである。

《受検勧奨状況：1巡目》(平成31年3月31日現在)

保健所	地区	勧奨数			成 果	
			廃止数	未着数	受検数	受検率
京 築	京築	3,434	268	275	741	25.6%
筑 紫	筑前	986	198	173	217	35.3%
宗像・遠賀	中遠	98	33	22	8	18.6%
	宗像	557	277	76	32	15.7%
	粕屋	1,460	373	127	196	20.4%
	小計	2,115	683	225	236	19.6%
北筑後	甘木	411	183	60	46	27.4%
	両筑	176	73	11	14	15.2%
	小計	587	256	71	60	23.1%
南筑後	八女	2,287	106	347	370	20.2%
	有明	6,774	148	512	882	14.4%
	小計	9,061	254	859	1,252	15.8%
嘉穂・鞍手	直鞍	419	14	124	40	14.2%
	田川	3,624	51	237	329	9.9%
	嘉飯山	(2,189)	—	—	—	—
	小計	4,043	65	361	369	10.2%
合 計		20,226	1,724	1,964	2,875	17.4%

《受検勧奨状況：2巡目》(平成31年3月31日現在)

保健所	地区	勧奨数			成 果	
			廃止数	未着数	受検数	受検率
京 築	京築	2,733	166	367	450	20.5%
筑 紫	筑前	642	3	164	27	5.7%

また、これまでの受検勧奨の取り組みについて、福岡県と連名で、平成30年10月9～10日に愛知県で開催された「第32回全国浄化槽技術研究集会」において、報告を行った。

(2) 浄化槽適正管理推進キャンペーン

県下の商業施設において、行政及び関係事業者（保守点検業者、清掃業者）と連携し、浄化槽の保守点検及び清掃並びに法定検査の必要性を啓発する街頭キャンペーンを実施した。

平成30年度の実施状況は、表のとおりである。

《浄化槽適正管理推進キャンペーンの実施状況》

開催場所	開催日	啓発者				啓発物 配付数	アンケート 回収数
		県	市	保守清掃	協会		
マックスバリュ田主丸店	H30.7.18		2名	4名	7名	250	94
古賀市コスモス館	H30.8.3	2名	2名	9名	6名	278	135
サンリブ田川	H30.8.10	3名	2名	14名	6名	300	167
イオン甘木店	H30.8.20	4名	2名	37名	7名	320	185
ゆめタウン南行橋	H30.8.28	2名	1名	18名	7名	318	166
合 計		11名	9名	82名	33名	1,466	747

(3) 浄化槽法定検査受検勧奨連絡会議・浄化槽適正管理推進会議

平成29年度に福岡県廃棄物対策課と浄化槽法定検査受検勧奨連絡会議を設置し、適正管理の一層の推進を図るとともに、受検勧奨後も受検しない浄化槽管理者に対する今後の対応等について協議を行った。

また、平成30年度からは、久留米市給排水設備課と浄化槽適正管理推進会議を設置し、市内浄化槽の適正管理の推進について協議を行った。

(4) 浄化槽新規設置予定者に対する啓発

浄化槽の設置予定者に対して、浄化槽の仕組み、正しい使用方法、維持管理の必要性、法定検査の受検義務等を記載した啓発資料を送付し、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図った。

平成30年度の実績は、3,250件であった。

2 浄化槽普及啓発事業

(1) 浄化槽シンポジウム

県民の環境意識の向上や少子高齢化等の社会状況の変化のなか、福岡県並びに福岡県浄化槽推進協議会と連携し、平成24年度から、地域の実情にあった生活排水処理計画が構築されるよう、地方公共団体の政策決定に携わる関係者を対象に、経済的・効率的な生活排水処理施設として強靱かつ住みやすい町づくりに資する浄化槽の特徴など、浄化槽の有用性を啓発するシンポジウムを開催している。

平成30年度は、「浄化槽の利点を活かした地域づくりに向けて」という副題を設け、2名の方に講演頂いた。

名称	平成30年度浄化槽シンポジウム福岡
日時	平成30年11月2日(金)13:30～
会場	ANAクラウンプラザホテル(福岡市)
共催	福岡県、福岡県浄化槽推進協議会、一般財団法人福岡県浄化槽協会
後援	全国浄化槽団体連合会九州地区協議会、福岡県環境整備事業協同組合連合会
講演	「これからの浄化槽について」 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 室長 松田 尚之氏 浄化槽を取り巻く現状と課題や、浄化槽の特徴を活かした地域づくりに向けた 国の施策を中心に、最近の浄化槽行政の動向について講演 「浄化槽で循環のまちづくり」 一般社団法人循環のまちづくり研究所 中村 修 氏 汚水処理等の副産物である液肥の製造、流通や農地での利用など、浄化槽を 活かした資源循環のまちづくりについて講演
参加者	184名

(2) 環境フェア

市町村が開催する環境フェアに参加し、浄化槽ブースを開設した。

浄化槽ブースでは、浄化槽のカットモデルや啓発パネルの展示、パソコンによる浄化槽クイズを実施するほか、啓発グッズとしてオリジナルトイレトイレットペーパーを配布し、水環境保全の重要性と浄化槽の有用性の普及啓発を行った。

平成30年度の実績は、表のとおりである。

《環境フェアの出展状況》

名称	開催日	開催地	ブース来場者数
第28回くまめ環境フェア	H30.6.3	久留米市	211名
八女エコキャンペーン2018	H30.11.4	八女市	40名
嘉麻市ふれあいまつり2018	H30.11.11	嘉麻市	84名
エコスタ飯塚(環境教育推進大会)	H31.2.9	飯塚市	268名
大川環境カーニバル2019	H31.2.17	大川市	260名
合 計		5 会 場	863名

(3) 出前講座

浄化槽をはじめとする生活排水処理技術や水環境保全等の環境問題に対する知識を付与するためには、21世紀を担う子供達への教育がきわめて重要であることから、市町村教育委員会の協力のもと、学校教育の場を活用し、浄化槽を含めた水環境保全に関する環境学習を実施した。

また、自治体の行政区が実施する夏休み親子教室や県保健福祉環境事務所が実施する水辺教室においても、同様の環境学習を行った。

平成30年度の実績は、表のとおりである。

実施区分	受講者数	実施回数			
		福岡	筑後	筑豊	合計
出前講座(小学校)	1,076名	3	5	16	24
出前講座(夏休み親子教室)	50名	0	1	0	1
水辺教室(保健所主催)	759名	9	0	0	9
合 計	1,885名	12	6	16	34

(4) 浄化槽ポスターコンクール

浄化槽を身近なものとして理解していただくために、小学生を対象に浄化槽の啓発用ポスターの原画募集を行い、優秀作品を選考の上、10月1日の「浄化槽の日」にあわせて、県庁ロビーなど、県内3ヶ所に展示するとともに、啓発用ポスターを作成し、関係機関等に配布した。

- 作品応募数 368点
- 選考結果
 - 福岡県知事賞
 - 福岡県浄化槽推進協議会会長賞
 - 福岡県環境整備事業協同組合連合会会長賞
 - 一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長賞 各1点
 - 優秀賞 5点
 - 入 選 18点
- 啓発ポスター配布実績 400枚

3 浄化槽関係資格試験・講習受託事業

公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する各種資格試験や講習の事務を一部受託し、浄化槽設備士や浄化槽管理士等の養成及び技術の向上に協力した。

平成30年度に当協会が受付事務等を行った当該事業の実績は、表のとおりである。

国家試験

区分	試験日	受験者数
浄化槽設備士	H30.7.8	274名
浄化槽管理士	H30.10.28	207名
合 計		481名

講習

区分	実施期間	日 数	受験者数
浄化槽設備士	H30.11.26～30	5日間	80名
浄化槽管理士	H30.6.25～7.7	13日間	109名
	H30.9.3～15	13日間	75名
	H31.2.25～3.9	13日間	106名
浄化槽技術管理者	H31.1.23～25	3日間	144名
合 計			514名

【検査部関連】

1 法定検査

浄化槽法に基づく検査は、浄化槽の所期の機能を判断する重要な検査であり、関係業界、会員の協力のもと法定検査の推進に努めた。

法定検査の実施状況は、表のとおりである。

《法定検査の実施基数》

区 分	7 条 検 査	1 1 条 検 査	合 計
平 成 2 6 年 度	4,418	104,691	109,109
平 成 2 7 年 度	3,725	106,453	110,178
平 成 2 8 年 度	3,635	108,235	111,870
平 成 2 9 年 度	3,293	112,106	115,399
平 成 3 0 年 度	3,610	112,865	116,475

(1) 第7条検査

浄化槽法第7条に規定する設置後の水質検査(以下、「7条検査」という。)は、検査依頼書が福岡県保健福祉環境事務所を経由して提出されており、100%の受検率を達成している。

なお、全国の平均受検率は94.5%(平成29年度)である。また、7条検査を適期内に実施するために、検査業務の進捗管理に努めている。

(2) 第11条検査

浄化槽法第11条に規定する定期検査(以下、「11条検査」という。)は、「福岡方式」により実施しており、順調に推移している。

福岡県の受検率は69.2%であり、全国平均41.8%(平成29年度)を大きく上回っているが、約3割の浄化槽が未受検となっている状況である。

11条検査においてBOD値が恒常的に超過している浄化槽について、浄化槽管理者へ使用状況等の具体的な聞き取り調査や法定検査よりも詳細な外観及び水質検査を実施する「BOD超過原因調査」を実施し、水質が悪化している浄化槽の改善に努めた。

指定採水員に委託している11条検査に関する水質検査試料の採水作業の効率化及び精度の更なる向上を図るために、「FJらくらく採水器」を製作し事業所に提供した。

また、採水量を現行の1Lから500mLに減量することで採水容器を小容量化し、採水及び運搬作業の軽減を図った。

(3) クロスチェック委員会の運営

クロスチェック委員会は、「福岡方式」の適正な運営を図るために行政及び学識経験者によって構成された審査機関であり、この委員会の指導に基づき適宜必要な措置を行っている。

委員会の開催状況は、次のとおりである。

第1回会議	5月21日(月)
第2回会議	10月11日(木)
第3回会議	2月18日(月)

委員会の委員は、次のとおりである。

石井 久利	浄化槽学識者
石川 ちひろ	福岡県環境部廃棄物対策課施設第一係技術主査
佐澤 栄逸	久留米市企業局上下水道部給排水設備課技術主査
堤 裕嗣	福岡県環境部廃棄物対策課施設第一係係長
豊倉 美加	福岡市東区地域整備部生活環境課環境衛生係長
永田 十代介	浄化槽学識者
渡辺 章	元福岡県保健環境研究所副所長(委員長)

(平成31年3月末 五十音順、敬称略)

(4) 指定採水員指定講習会

「福岡方式」で採用している指定採水員制度を適正に運営するため、指定採水員指定講習会を次のとおり開催し、法定検査の実施に必要な指定採水員を確保するとともに、更なる浄化槽の適正管理並びに法定検査の信頼性の向上を図るため講習内容の充実に努めた。さらに、講習会受講者に対し、九州の指定検査機関が蓄積した浄化槽放流水の水質改善事例などをまとめた「九州地区浄化槽水質改善事例集」を配布し、浄化槽の維持管理技術の向上を図った。

指定採水員指定講習会の開催状況は、次のとおりである。

なお、平成31年3月末の指定採水員数は878名となっている。

《新規講習会》

区分	日時	開催場所	受講者数
第1回	平成30年9月6日(木)	クリエイト篠栗	43名
第2回	平成31年2月5日(火)	クリエイト篠栗	36名
合 計			79名

《更新講習会兼浄化槽技術研修会》

開催場所	日時	開催地	受講者数
サンレイクかすや	10月 30日(火)	粕屋町	112名
三瀬生涯学習センター	11月 9日(金)	久留米市	148名
イイヅカコスモスコモン	11月 14日(水)	飯塚市	146名
合 計			406名(内行政2名)

平成28年度から指定採水員指定講習会(更新)と浄化槽技術研修会を統合し開催

講習内容

- ① 浄化槽行政の現状について
- ② 水質改善事例の紹介
- ③ メドレー製ブロウについて
- ④ ロータリーブロウについて

講師

福岡県廃棄物対策課
(一財)福岡県浄化槽協会
日東工器(株)
東浜商事(株)

2 県細則検査

福岡県浄化槽法施行細則第9条に基づく検査は、浄化槽の機能を把握するために51人槽以上の浄化槽に受検が規定されている。

平成30年度の検査件数は、表のとおりである。

《県細則検査実施件数》

年度	検査件数	主な特殊項目検査件数(オプション)			
		COD	T-N	T-P	大腸菌群数
平成26年度	15,911	2,009	1,427	1,403	1,521
平成27年度	15,836	2,074	1,434	1,406	1,524
平成28年度	15,777	2,042	1,439	1,414	1,504
平成29年度	15,821	2,062	1,439	1,407	1,464
平成30年度	15,855	2,020	1,407	1,366	1,487

3 調査研究

BOD超過原因調査

11条検査において、恒常的にBODが高い浄化槽を対象にBOD超過原因調査を行い、水質が改善された事例等その成果について指定採水員講習会や平成30年度九州地区浄化槽検査員研修会で発表した。

- 「BOD検査に用いる植種液(植種原液)の安定供給に関する調査」
福岡検査センター水質検査課技術主査 今田 善也
- 「内部設備の稼働不良により水質が悪化した浄化槽の改善事例」
検査部検査課兼福岡検査センター法定検査課技師 萩原 広大
- 「生物ろ過槽の目詰まりにより処理水質が低下した浄化槽の改善事例」
筑豊検査センター法定検査課技師 宮本 秀文
- 「サカマキガイによる生物膜の捕食により水質悪化した浄化槽の改善事例」
筑後検査センター法定検査課副課長 椛嶋 和寿

4 平成30年度省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業

(一社)全国浄化槽団体連合会からの受託による、平成30年度省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業に係る申請受付を次のとおり実施した。

- 補助金申請書の受付及び書類審査(一次審査) 4基

5 その他

浄化槽の施工・維持管理作業の安全確保に資するため、(一社)日本経営教育センターが主催する浄化槽設備士及び浄化槽管理士を対象とした講習会に会員を派遣し、専門技術者へ教育の場を提供した。

講習科目	受講者数
酸欠・硫化水素危険作業主任者	23名
職長・安全衛生責任者	8名
有機溶剤作業主任者技能講習	1名
小型移動式クレーン運転技能講習	3名
合 計	35名

事業報告/法人運営

一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰

令和元年度一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰が行われ、次の方々が表彰されました。
表彰されました皆様方には、心からお慶び申し上げますとともに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

環境衛生功労者理事長表彰

(五十音順)



古賀 信 様
フジクリーン久留米 株式会社



高橋 真治 様
株式会社 立花商事



徳永 有司 様
徳永設備

環境衛生功労者理事長感謝状

優良職員理事長表彰

(五十音順)



川上 佳子 様
福岡県環境整備事業協同組合連合会
筑豊営業所



栗田 光成 様
(一財)福岡県浄化槽協会
筑豊検査センター法定検査課



諏訪 省三 様
(一財)福岡県浄化槽協会
事務局検査部検査課

事業報告/法人運営

一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰

令和元年度一般社団法人全国浄化槽団体連合会の会員団体に属する事業者等が対象で、浄化槽事業の健全な向上、発展に貢献された方に贈られるものです。

感謝状



牛嶋 恒博 様
(一財)福岡県浄化槽協会 筑豊検査センター法定検査

事業報告/普及啓発

環境フェアへの出展

6月2日(日)に久留米百年公園で開催されました久留米市主催の「くるめ環境フェア」に出展しました。

当日、天気予報では雨の予報でしたが降雨もなく、小さなお子様をはじめ、多くの方々に当協会のブースに足を運んで頂きました。

ブースでは、浄化槽の役割や仕組みを浄化槽模型やパネル等で紹介するとともに、浄化槽に関するクイズを出題し、浄化槽をPRしました。

また、クイズ解答者には、トイレトペーパーを配布するなどし、大変好評でした。



会場のような

浄化槽普及啓発活動の紹介

当協会では、浄化槽の普及啓発を目的とした以下の様な事業を行っております。
各自治体、事業所、学校、子ども会等の各団体、グループ等で是非ご活用下さい。
平日、休日を問わず、また費用負担もありませんので、お気軽にお問い合わせ下さい。
※なお、対象地域は北九州市、大牟田市を除く福岡県内とさせていただきます。

○出前講座

浄化槽の普及啓発を目的に職員が出向き、限りある資源である「水」についての講義を専門知識を活かして行います。
水の循環の話や体験型の実験などを通して、自分が使った水がどのようにしてキレイになっていくのかを学習することができます。小学生や一般の方向けに小学校や公民館で行っております。

○環境フェア等への出展

各自治体が開催する環境フェア等へ出向き、浄化槽を紹介しています。
浄化槽をご使用の方をはじめ多くの方に幅広く知っていただけるよう、浄化槽について浄化槽ミニ模型やパネル、啓発チラシ等を取り揃えております。

○適正管理推進キャンペーン

浄化槽適正管理推進事業の一環として、広く県民に対し浄化槽の維持管理の重要性や法定検査の必要性を周知する街頭啓発を行っております。
啓発会場では、福岡県マスコットキャラクターである「エコトン」も登場します。
また、アンケートにお答えいただいた方にはオリジナルトイレットペーパーを配付しています。

環境フェア等で使用する各種機材等

「環境フェア・出前講座のご案内」



A4版10ページ

浄化槽の普及啓発の一環として行っている出前講座や環境フェアの案内パンフレットです。
申込み方法やプログラムを紹介しています。

「浄化槽ミニ模型」



サイズ：780mm × 625mm × 472mm

3分の1スケールの浄化槽ミニ模型です。
環境フェア等で展示しています。

「トイレットペーパー」



浄化槽のイラストを掲載したトイレットペーパーです。
環境フェア等において、浄化槽クイズに参加された方に提供しています。

「顕微鏡」



写真の顕微鏡は「微分干渉顕微鏡」といって、生きた微生物を鮮明に観察することができる優れた顕微鏡です。
モニターも付いており、顕微鏡を覗かなくてもモニターで微生物の観察ができます。

「啓発パネル」

水の汚れの原因や浄化槽をはじめとする污水处理施設を紹介するパネルです。
(A1版:6枚)



浄化槽普及啓発資料の紹介

当協会では、浄化槽の普及啓発に関する資料を取り揃えておりますので、是非ご活用下さい。
詳しくは、協会事務局企画課(TEL092-947-1800)までご連絡下さい。

普及啓発資料

「浄化槽の適正な管理をしていますか？」



A4版リーフレット

浄化槽を適正に管理することの重要性を説明した内容のリーフレットです。

「浄化槽は生き物です」



A4版リーフレット

浄化槽の正しい使い方や、保守点検業者及び清掃業者との委託契約を促す内容となっています。

「浄化槽の法定検査を受けていますか？」



A4版リーフレット

浄化槽の法定検査の案内や保守点検及び清掃の必要性を説明した内容のリーフレットです。

「河川の浄化にご協力下さい!!」



A4版リーフレット

水の汚れる原因や浄化槽のしくみを分かりやすく解説しています。単独浄化槽及び汲み取り便所の利用者向けの内容となっています。

「わが町の環境を支える浄化槽」



A3版リーフレット

水の汚れる原因や浄化槽のしくみを分かりやすく解説しています。浄化槽設置者・未設置者問わない内容となっています。

出前講座の実施

小学校学習指導要領の社会科4年生時では、「飲料水や電気、ガス、廃棄物の処理について、それらの事業を見学または調査することで、地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えさせること。」とされています。

この趣旨を踏まえ、当協会では、毎年、小学校4年生を対象に、浄化槽の普及啓発を目的とした出前講座（環境学習）を実施しており、今年度は以下の日程で実施することとしています。

出前講座では、水の循環に関する講義だけでなく、実際に水の汚れを測ったり、微生物を観察したりすることで、身近な水環境の現状を知り、汚した水を浄化する技術や、これから自分たちにできることについて考える良い機会になっています。

また、筑紫保健福祉環境事務所が主催する出前講座（水辺教室）においても、「川の汚れについて」と題し、環境学習を実施しています。

実施済み

日 程	対象小学校
5月10日	太宰府市立水城小学校(水辺教室)
5月29日	那珂川市立南畑小学校(水辺教室)
5月30日	那珂川市立岩戸北小学校(水辺教室)
6月4日	久留米市立安武小学校
6月5日	久留米市立荘島小学校
6月7日	糸島市立一貴山小学校
6月11日	田川市立鎮西小学校 行橋市立今元小学校
6月12日	大野城市立大野北小学校(水辺教室)
6月14日	香春町立香春小学校 太宰府市立水城小学校
6月17日	苅田町立与原小学校
6月18日	那珂川市立安德南小学校(水辺教室)
6月19日	行橋市立今川小学校
6月20日	みやこ町立伊良原小学校
6月24日	直方市立植木小学校
6月26日	築上町立下城井小学校
6月28日	行橋市立延永小学校

実施予定

日 程	対象小学校
7月2日	糸島市立桜野小学校
7月4日	大野城市立平野小学校(水辺教室)
7月10日	築上町立八津田小学校
7月11日	那珂川市立片縄小学校(水辺教室)
7月17日	豊前市立大村小学校
8月1日	広川町 長延区分館(きらめき学習)
8月23日	環境保全団体交流会(水辺教室)
9月6日	豊前市立黒土小学校
9月10日	筑紫野市立山口小学校(水辺教室)
9月17日	直方市立直方南小学校
9月25日	柳川市立柳河小学校
9月26日	添田町立中元寺小学校
9月27日	大川市立川口小学校
10月3日	上毛町立唐原小学校
10月8日	福智町立金田小学校
10月10日	豊前市立山田小学校

出前講座・水辺教室実施風景



事業報告/普及啓発

浄化槽適正管理推進キャンペーンの実施

当協会では、浄化槽適正管理推進事業の一環として、行政並びに関係事業者（保守点検業者、清掃業者）と協働して、広く県民に対し浄化槽の維持管理の重要性や法定検査の必要性を周知する街頭啓発を実施しています。

今年度は、6月13日（木）に久留米市荒木町のAコープあらし店において、啓発用うちわを配布し「きれいな水環境の保全」と「浄化槽の適正管理」の重要性を呼びかけました。

当日は、久留米市のマスコットキャラクター『くるっぴ』も登場し、アンケートに回答いただいた方には、オリジナルトイレットペーパーを配布し、大変喜ばれました。

なお、7月下旬には、以下の店舗でキャンペーンを実施する予定です。

7月24日（水） サンリブ田川店
7月25日（木） イオン志摩店

7月26日（金） 三連水車の里あさくら
7月30日（火） ゆめタウン八女



キャンペーンのようす（Aコープあらし店）

事業報告/検査事業

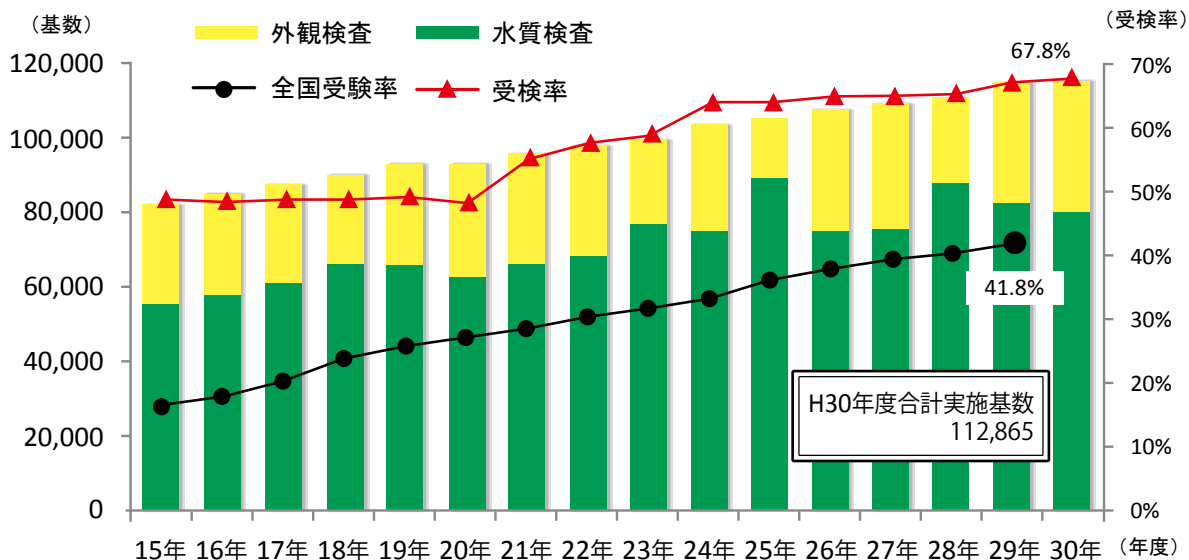
クロスチェック委員会の報告

5月17日（金）に令和元年度第1回クロスチェック委員会を協会事務局で開催しました。

委員会では、11条検査実績の推移及び平成30年度12月から3月までの11条検査の実施状況、スクリーニング検査の実施状況、現地調査の実施状況等についての審査が行われました。

報告内容の概要は、以下のとおりです。

1. 11条検査の実績の推移



2. 平成30年度12月から3月分の水質検査基数や現地調査基数等は次のとおりです。

(件)

センター名	項 目	12月	1月	2月	3月	合計
福岡	水質検査基数	841	865	928	838	3,472
	スクリーニング検査基数※1	41	52	55	69	217
	フォロー検査基数※2	2	2	6	9	19
	聞き取り調査実施数※3	13	12	7	16	48
	現地調査基数※4	0	0	1	1	2
筑後	水質検査基数	3,024	3,336	3,151	2,601	12,112
	スクリーニング検査基数	177	306	298	313	1,094
	フォロー検査基数	9	17	14	6	46
	聞き取り調査実施数	31	31	48	48	158
	現地調査基数	2	1	0	2	5
筑豊	水質検査基数	2,517	2,789	2,853	2,629	10,788
	スクリーニング検査基数	150	298	281	270	999
	フォロー検査基数	22	25	36	24	107
	聞き取り調査実施数	27	24	28	38	117
	現地調査基数	2	0	0	0	2
合 計	水質検査基数	6,382	6,990	6,932	6,068	26,372
	スクリーニング検査基数	368	656	634	652	2,310
	フォロー検査基数	33	44	56	39	172
	聞き取り調査実施数	71	67	83	102	323
	現地調査基数	4	1	1	3	9

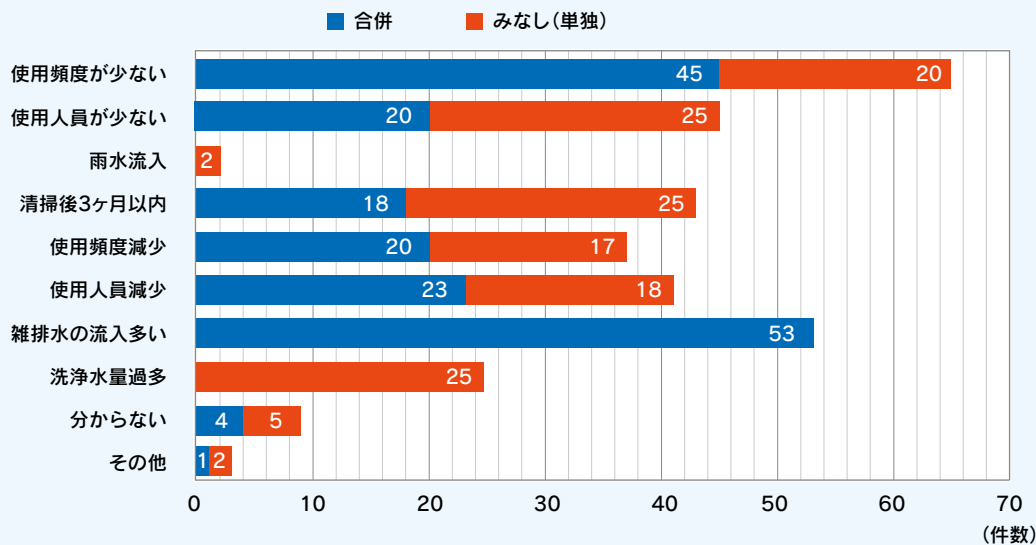
※1 スクリーニング検査とは、BODが一定基準を超過した場合などに行う検査です。

※2 フォロー検査とは、前年度外観検査で「不適正」と判定された浄化槽について、「不適正」な箇所の改善状況の確認を行う検査です。

※3 塩化物イオン濃度が一定基準を下回った場合は、採水状況を確認するため、指定採水員の方に塩化物イオン濃度の原因について聞き取り調査を実施します。

※4 現地調査とは、塩化物イオン濃度が一定基準を下回ったが、その原因がわからない場合に行う調査です。

また、聞き取り調査の結果は、次のとおりです。(浄化槽：184件、みなし浄化槽：139件)



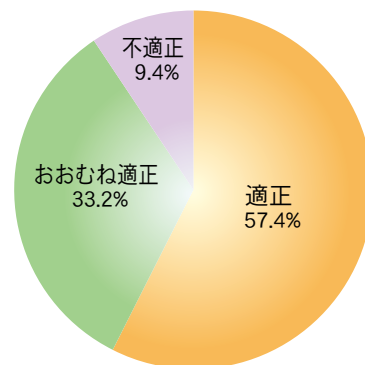
聞き取り調査の結果

法定検査結果について

平成30年度の法定検査実施状況は、次のとおりです。

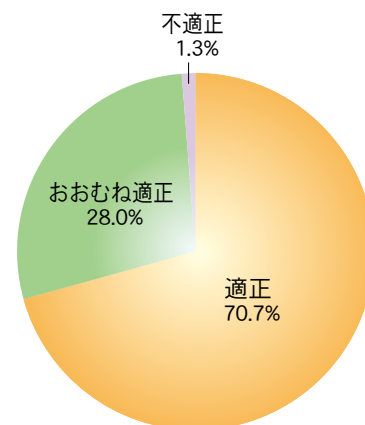
7 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定			不適正率
		適正	おおむね適正	不適正	
筑 紫	243	144	70	29	11.9%
宗像・遠賀	151	74	40	37	24.5%
嘉穂・鞍手	1,109	546	441	122	11.0%
北筑後	146	88	49	9	6.2%
南筑後	1,100	771	284	45	4.1%
京 築	651	329	248	74	11.4%
福岡市	11	8	1	2	18.2%
久留米市	199	113	66	20	10.1%
合 計	3,610	2,073	1,199	338	9.4%
割 合	—	57.4%	33.2%	9.4%	—



11 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定			不適正率
		適正	おおむね適正	不適正	
筑 紫	6,589	4,558	1,978	53	0.8%
宗像・遠賀	6,265	4,004	2,135	126	2.0%
嘉穂・鞍手	30,613	21,243	8,906	464	1.5%
北筑後	7,360	5,296	2,002	62	0.8%
南筑後	36,504	26,579	9,623	302	0.8%
京 築	14,605	9,896	4,347	362	2.5%
福岡市	262	179	80	3	1.1%
久留米市	10,667	8,057	2,565	45	0.4%
合 計	112,865	79,812	31,636	1,417	1.3%
割 合	—	70.7%	28.0%	1.3%	—



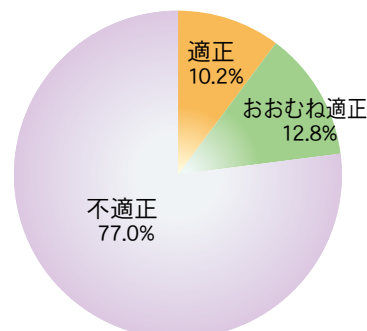
フォロー検査実績

平成30年度のフォロー検査実施状況は、次のとおりです。

対象となった浄化槽 627基のうち、144基(23.0%)が「適正」または「おおむね適正」と判定されました。

※ フォロー検査とは、前年度の外観・書類検査において、特定の検査項目が「不可」と判断されたことにより「不適正」と判定された浄化槽を対象に、水質検査に加え外観検査を実施すること。

	検査基数 合計	判 定		
		適正	おおむね適正	不適正
検査基数	627	64	80	483
割合	—	10.2%	12.8%	77.0%
改善率	—	23.0%		—



平成30年度 7条検査実施時の「無管理」浄化槽について

平成30年における市町村別の7条検査実施時に保守点検が実施されていなかった「無管理」浄化槽の基数は次のとおりです。

保健福祉環境 事務所等	市町村	7条検査		
		実施基数	無管理数	無管理率
筑紫	筑紫野市	10	2	20.0%
	春日市	0	—	—
	大野城市	0	—	—
	太宰府市	2	1	50.0%
	糸島市	223	15	6.7%
	那珂川市	8	0	0.0%
	計	243	18	7.4%
宗像・ 遠賀	中間市	10	2	20.0%
	宗像市	4	1	25.0%
	古賀市	20	2	10.0%
	福津市	2	1	50.0%
	宇美町	24	8	33.3%
	篠栗町	5	0	0.0%
	志免町	0	—	—
	須恵町	18	7	38.9%
	新宮町	24	5	20.8%
	久山町	1	0	0.0%
	粕屋町	1	0	0.0%
	芦屋町	0	—	—
	水巻町	23	1	4.3%
	岡垣町	7	0	0.0%
	遠賀町	12	3	25.0%
	計	151	30	19.9%
嘉穂・ 鞍手	直方市	146	14	9.6%
	飯塚市	289	14	4.8%
	田川市	180	20	11.1%
	宮若市	50	4	8.0%
	嘉麻市	121	2	1.7%
	小竹町	10	0	0.0%
	鞍手町	36	2	5.6%
	桂川町	29	0	0.0%
	香春町	57	19	33.3%
	添田町	19	0	0.0%
	糸田町	20	2	10.0%
	川崎町	38	2	5.3%
	大任町	22	0	0.0%
	赤村	18	0	0.0%
	福智町	74	7	9.5%
	計	1,109	86	7.8%

保健福祉環境 事務所等	市町村	7条検査		
		実施基数	無管理数	無管理率
北筑後	小郡市	9	0	0.0%
	うきは市	11	0	0.0%
	朝倉市	103	6	5.8%
	筑前町	5	1	20.0%
	東峰村	18	2	11.1%
	大刀洗町	0	—	—
	計	146	9	6.2%
南筑後	柳川市	252	3	1.2%
	八女市	222	10	4.5%
	筑後市	189	19	10.1%
	大川市	124	1	0.8%
	みやま市	163	1	0.6%
	大木町	81	2	2.5%
	広川町	69	0	0.0%
	計	1,100	36	3.3%
京築	行橋市	281	31	11.0%
	豊前市	64	3	4.7%
	苅田町	137	20	14.6%
	みやこ町	68	1	1.5%
	吉富町	15	1	6.7%
	上毛町	53	2	3.8%
	築上町	33	5	15.2%
	計	651	63	9.7%
福岡市	東区	5	0	0.0%
	博多区	1	0	0.0%
	中央区	0	—	—
	南区	1	0	—
	西区	3	1	33.3%
	城南区	0	—	—
	早良区	1	0	0.0%
	計	11	1	9.1%
久留米市	旧久留米市	30	4	13.3%
	旧三潁町	85	6	7.1%
	旧城島町	30	2	6.7%
	旧田主丸町	38	0	0.0%
	旧北野町	16	4	25.0%
	計	199	16	8.0%
合計		3,610	259	7.2%

協会行事録(平成31年4月～令和元年6月)

日 付	行 事 内 容	開 催 地	会 場
4月 3日(水)	省エネ浄化槽システム導入推進事業説明会	東京都	ホテルグランドヒル市ヶ谷
〃	事務局建設予定地取得契約	篠栗町	西日本シティ銀行篠栗支店
4月 9日(火)	令和元年度第1回田川市浄化槽技術向上協議会	田川市	田川市役所
4月19日(金)	主任(層)研修	福岡市博多区	博多座・西銀ビル
4月26日(金)	適正点検調査報告書審査会	篠栗町	当協会役員室
5月10日(金)	水辺教室	太宰府市	水城小学校
〃	平成30年度監事監査	篠栗町	当協会役員室
〃	福岡県環境計量証明事業協会社員総会	福岡市博多区	パピヨンプラザ24
5月13日(月)	法定水質合同課長会議	篠栗町	当協会役員室
5月15日(水)	福岡県監査	篠栗町	当協会役員室
5月17日(金)	クロスチェック委員会	篠栗町	当協会役員室
5月21日(火)	第16回常任理事会・第28回理事会	福岡市博多区	八仙閣
5月22日(水)	全浄連理事会	東京都	ホテルグランドヒル市ヶ谷
〃	福岡県浄化槽推進協議会総会	福岡市博多区	福岡生活衛生食品会館
5月24日(金)	法定検査課長会議	篠栗町	当協会役員室
5月29日(水)	水辺教室	那珂川市	南畑小学校
5月30日(木)	水辺教室	那珂川市	岩戸北小学校
〃	令和元年度第2回田川市浄化槽技術向上協議会	田川市	田川市役所
5月31日(金)	福環連総会	福岡市中央区	ホテルニューオータニ福岡
6月 2日(日)	くるめ環境フェア	久留米市	百年公園
6月 3日(月)	令和元年度保健福祉環境事務所浄化槽新任者研修会	福岡市博多区	県庁環境部会議室
6月 5日(水)	出前講座	久留米市	荘島小学校
6月 7日(金)	出前講座	糸島市	一貴山小学校
6月10日(月)	第17回常任理事会	篠栗町	当協会役員室
〃	他県派遣研修 ～15日	伊佐市	(公財)鹿児島県環境保全協会
6月11日(火)	出前講座	田川市	鎮西小学校
〃	出前講座	行橋市	今元小学校
6月12日(水)	水辺教室	大野城市	大野北小学校
6月13日(木)	街頭キャンペーン	久留米市荒木町	Aコープあらき店
6月14日(金)	出前講座	香春町	香春小学校
〃	出前講座	太宰府市	水城小学校
〃	全浄連九地協・九指協合同総会	宮崎市	宮崎観光ホテル
6月17日(月)	出前講座	苅田町	与原小学校
6月18日(火)	第18回評議員会	福岡市博多区	八仙閣
〃	水辺教室	那珂川市	安德南小学校
6月19日(水)	出前講座	行橋市	今川小学校
6月20日(木)	出前講座	みやこ町	伊良原小学校
6月21日(金)	計量管理講習会	東京都	JEMCAビル
6月24日(月)	浄化槽管理士講習(～7月6日(土))	福岡市博多区	福岡生活衛生食品会館
〃	出前講座	直方市	植木小学校
6月26日(水)	全浄連総会・理事会	東京都	ホテルグランドヒル市ヶ谷
〃	出前講座	築上町	下城井小学校
6月28日(金)	水質検査課長・計量管理者会議	篠栗町	当協会役員室
〃	適正点検調査報告書審査会	篠栗町	当協会役員室
〃	出前講座	行橋市	延永小学校

官庁情報

福岡県内市町村の浄化槽に関する補助事業等実施一覧

(平成29年度末現在)

		汚水処理人口 普及率 (%)	浄化槽設置整備事業の 実施状況	浄化槽市町村整備 推進事業の実施状況	既設単独処理浄化槽、汲み取り 便槽の撤去に関する補助の状況
福岡地区	福岡市	99.9	○		
	筑紫野市	99.0	○		
	春日市	100.0			
	大野城市	100.0			○
	宗像市	99.5	○		○
	太宰府市	99.8			
	古賀市	97.8	○		
	福津市	99.4	○		
	糸島市	88.6	○		
	那珂川市	99.3			
	宇美町	97.0	○		
	篠栗町	97.8	○		○
	志免町	99.9			
	須恵町	93.2			
	新宮町	96.2	○		
	久山町	95.8			
	粕屋町	98.8			
北九州地区	北九州市	99.9	○		
	行橋市	56.3	○		
	豊前市	68.5	○		
	中間市	92.5	○		
	芦屋町	100.0			
	水巻町	92.4	○		
	岡垣町	99.6	○		
	遠賀町	96.8	○		○
	苅田町	90.6	○		○
	みやこ町	72.0	○		
	吉富町	80.2	○		
	上毛町	63.7	○		
	築上町	65.5	○		
筑後地区	大牟田市	78.2	○		○
	久留米市	94.6	○	○	
	柳川市	78.2	○		○
	八女市	58.8	○		○
	筑後市	66.7	○		
	大川市	69.1	○		
	小郡市	95.3	○		
	うきは市	96.5	○	○	
	朝倉市	76.2	○	○	
	みやま市	55.2	○	○	
	筑前町	99.8	○		
	東峰村	63.1	○		
	大刀洗町	99.9			
	大木町	83.2	○		○
	広川町	80.7	○		
	直方市	68.1	○		
筑豊地区	飯塚市	79.9	○		
	田川市	61.2	○		
	宮若市	47.3	○		
	嘉麻市	44.0	○		
	小竹町	41.5	○		
	鞍手町	64.2	○		○
	桂川町	43.7	○		
	香春町	68.2		○	○
	添田町	33.2	○		○
	糸田町	38.2	○		
	川崎町	31.5	○		○
	大任町	35.8	○		
	赤村	49.5	○		○
	福智町	46.8	○		
	福岡県全体	92.1%	49	5	14

※出典:平成29年度末の汚水処理人口普及状況について(環境省) ※出典:平成30年度浄化槽の指導普及に関する調査結果(環境省)

福岡県浄化槽整備事業補助金について

平成30年度 福岡県浄化槽整備事業補助金 額の確定

①小型浄化槽設置整備事業（個人設置型）

①-1 小型浄化槽設置整備事業

45 市町村														基本額 (千円)	補助額 (千円)
事業主体	補助 基数	人槽別内訳													
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50			
大牟田市	92	57	0	20	1	1	1	4	2	2	4	0	45,079	15,026	
久留米市	104	71	0	25	0	4	2	0	0	0	2	0	38,306	12,768	
直方市	90	61	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	32,258	10,752	
飯塚市	210	158	0	49	0	3	0	0	0	0	0	0	74,152	24,717	
田川市	96	69	0	24	0	3	0	0	0	0	0	0	34,488	11,496	
柳川市	230	145	0	73	0	4	3	1	1	0	1	2	84,938	28,312	
八女市	204	123	0	77	0	4	0	0	0	0	0	0	74,906	24,968	
筑後市	134	92	0	40	0	2	0	0	0	0	0	0	48,200	16,066	
大川市	92	51	0	35	0	6	0	0	0	0	0	0	34,402	11,467	
行橋市	181	141	0	39	0	1	0	0	0	0	0	0	57,231	19,077	
豊前市	49	27	0	20	0	2	0	0	0	0	0	0	18,340	6,113	
中間市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	414	138	
小都市	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,188	396	
筑紫野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宗像市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	548	182	
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
古賀市	10	5	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	4,057	1,352	
福津市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	548	182	
うきは市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮若市	43	30	0	11	0	1	1	0	0	0	0	0	15,805	5,268	
嘉麻市	110	64	0	41	0	3	0	0	0	1	0	1	42,276	14,092	
朝倉市	16	12	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4,400	1,466	
みやま市	17	9	0	5	0	0	1	0	0	1	1	0	6,702	2,234	
糸島市	116	76	0	38	0	2	0	0	0	0	0	0	42,060	14,020	
宇美町	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,078	359	
篠栗町	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410	470	
新宮町	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,992	664	
水巻町	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	880	293	
岡垣町	9	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3,316	1,105	
遠賀町	3	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1,365	455	
小竹町	12	9	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	4,192	1,397	
鞍手町	22	15	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	8,146	2,715	
桂川町	31	21	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	11,112	3,704	
筑前町	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	746	248	
東峰村	15	7	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	5,904	1,968	
大木町	67	44	0	19	0	1	0	0	1	2	0	0	23,508	7,836	
広川町	66	39	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	24,126	8,042	
添田町	18	10	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	6,632	2,210	
糸田町	16	9	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	5,886	1,962	
川崎町	31	21	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	11,112	3,704	
大任町	13	10	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4,562	1,520	
赤村	14	8	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	5,274	1,758	
福智町	60	38	0	20	0	2	0	0	0	0	0	0	21,992	7,330	
苅田町	60	48	0	9	0	3	0	0	0	0	0	0	21,306	7,102	
みやこ町	50	27	0	22	0	0	1	0	0	0	0	0	18,743	6,247	
吉富町	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,078	359	
上毛町	49	29	0	19	0	1	0	0	0	0	0	0	18,042	6,014	
築上町	17	12	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6,054	2,018	
計	2,373	1,559	0	724	1	52	10	5	5	6	8	3	868,754	289,572	

②浄化槽市町村整備推進事業等（糸島市及び那珂川市は個別排水処理施設整備事業）

7 市町														
事業主体	補助 基数	人槽別内訳											基本額 (千円)	補助額 (千円)
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
久留米市	23	17	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	23,510	1,763
うきは市	7	3	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	6,923	519
朝倉市	58	24	0	26	0	5	0	2	0	0	0	1	53,243	3,993
みやま市	135	73	0	53	0	4	0	0	3	0	1	1	141,855	10,639
香春町	22	16	0	3	0	2	0	1	0	0	0	0	21,971	1,647
糸島市	5	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4,918	368
那珂川市	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,185	313
計	255	139	0	94	0	12	0	3	3	1	1	2	256,605	19,242

小型浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等計

48 市町村（①と②の重複除く）														基本額 (千円)	補助額 (千円)
	補助 基数	人槽別内訳													
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50			
計	2,628	1,698	0	818	1	64	10	8	8	7	9	5	1,149,848	320,863	
当初予算額															490,883
残額															170,020

令和元年度 福岡県浄化槽整備事業補助金交付申請・決定 集計表

①小型浄化槽設置整備事業（個人設置型）

①-1 小型浄化槽設置整備事業

48 市町村														基本額 (千円)	補助額 (千円)
事業主体	補助 基数	人槽別内訳													
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50			
大牟田市	150	93	0	49	0	2	1	1	1	1	1	1	60,408	20,136	
久留米市	142	97	0	40	0	4	0	0	0	1	0	0	51,504	17,168	
直方市	100	55	0	25	0	5	0	5	0	5	0	5	42,600	14,200	
飯塚市	220	97	0	117	0	6	0	0	0	0	0	0	83,405	27,801	
田川市	217	118	0	83	0	5	2	1	2	3	2	1	91,074	30,358	
柳川市	250	146	0	88	0	8	2	2	1	1	1	1	93,672	31,224	
八女市	220	85	0	130	0	5	0	0	0	0	0	0	84,780	28,260	
筑後市	130	65	0	60	0	5	0	0	0	0	0	0	49,160	16,386	
大川市	100	25	0	70	0	5	0	0	0	0	0	0	39,600	13,200	
行橋市	205	120	0	80	0	5	0	0	0	0	0	0	67,500	22,500	
豊前市	65	35	0	28	0	2	0	0	0	0	0	0	24,308	8,102	
中間市	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	960	320	
小郡市	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,492	497	
筑紫野市	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,078	359	
宗像市	4	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1,626	542	
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
古賀市	4	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410	470	
福津市	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	828	276	
うきは市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	414	138	
宮若市	68	30	0	30	0	5	3	0	0	0	0	0	27,349	9,116	
嘉麻市	134	57	0	67	0	5	3	0	2	0	0	0	54,041	18,013	
朝倉市	30	7	0	18	0	2	0	0	1	1	1	0	11,300	3,766	
みやま市	30	10	0	15	0	5	0	0	0	0	0	0	12,270	4,090	
糸島市	110	40	0	68	0	2	0	0	0	0	0	0	42,528	14,176	
宇美町	9	7	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3,275	1,091	
篠栗町	10	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3,894	1,298	
須恵町	5	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1,958	652	
新宮町	12	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4,066	1,355	
水巻町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,096	365	
岡垣町	5	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,906	635	
遠賀町	5	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2,029	676	
小竹町	10	5	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	3,980	1,326	
鞍手町	25	10	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	9,530	3,176	
桂川町	46	25	0	20	0	1	0	0	0	0	0	0	17,128	5,709	
筑前町	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	746	248	
東峰村	21	9	0	10	0	0	1	0	0	0	1	0	9,625	3,208	
大木町	76	43	0	25	0	3	1	1	1	1	1	0	30,815	10,271	
広川町	62	34	0	27	0	1	0	0	0	0	0	0	23,014	7,671	
添田町	26	15	0	10	0	1	0	0	0	0	0	0	9,668	3,222	
糸田町	25	8	0	16	0	1	0	0	0	0	0	0	9,828	3,276	
川崎町	30	14	0	15	0	1	0	0	0	0	0	0	11,406	3,802	
大任町	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	6,210	2,070	
赤村	16	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	5,968	1,989	
福智町	50	30	0	16	0	3	0	1	0	0	0	0	19,167	6,389	
苅田町	74	60	0	10	0	4	0	0	0	0	0	0	26,252	8,750	
みやこ町	55	30	0	23	0	2	0	0	0	0	0	0	20,578	6,859	
吉富町	15	7	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	5,636	1,878	
上毛町	50	30	0	19	0	1	0	0	0	0	0	0	18,374	6,124	
築上町	23	6	0	15	0	2	0	0	0	0	0	0	9,298	3,099	
計	2,860	1,453	0	1,247	0	95	14	11	9	13	7	11	1,098,754	366,237	

②浄化槽市町村整備推進事業等（糸島市及び那珂川市は個別排水処理施設整備事業）

7 市町														
事業主体	補助 基数	人槽別内訳											基本額 (千円)	補助額 (千円)
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
久留米市	15	5	0	7	0	1	0	0	0	0	0	2	24,335	1,825
うきは市	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10,430	782
朝倉市	57	5	0	47	0	2	1	0	1	0	1	0	54,950	4,121
みやま市	200	80	0	110	0	10	0	0	0	0	0	0	195,440	14,658
香春町	40	20	0	5	0	4	10	1	0	0	0	0	50,631	3,797
糸島市	20	0	0	0	0	9	10	0	0	1	0	0	36,726	2,754
那珂川市	10	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	10,064	754
計	352	115	0	182	0	28	21	1	1	1	1	2	382,576	28,691

小型浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等計

49 市町村（①と②の重複除く）														
	補助 基数	人 槽 別 内 訳											基準額 (千円)	補助額 (千円)
		5	6	7	8	9～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50		
計	3,212	1,568	0	1,429	0	123	35	12	10	14	8	13	1,593,860	446,841
当初予算額														490,883
残額														44,042

① -5 汲み取り便槽の配管設置事業

補助 基数	基本額 (千円)	補助額 (千円)
87	12,180	6,090
26	3,640	1,820
10	1,400	700
0	0	0
75	10,500	5,250
27	3,780	1,890
0	0	0
0	0	0
0	0	0
32	4,480	2,240
0	0	0
1	140	70
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
5	700	350
62	8,680	4,340
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
5	700	350
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
15	2,100	1,050
6	840	420
6	840	420
8	1,120	560
0	0	0
0	0	0
3	420	210
20	2,800	1,400
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
388	54,320	27,160



省エネ型浄化槽システム導入推進事業について

2019年度 二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金
(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)

「2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」は、施設中・大型合併処理浄化槽の改修工程におけるエネルギー効率二酸化炭素の排出抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助することで、地球環境及び生活環境の保全に資することを目的としています。

対象となる事業は以下の2種類です。

TYPE 1
51人以上の既設合併処理浄化槽について、エネルギー効率二酸化炭素の排出を抑制できる、各種機械設備を最新型機器(高効率プロペラ等)へと改修する。もしくはインバーター制御装置等を導入する事業
補助対象事業費の2分の1を補助

TYPE 2
構造基準に基づき平成12(2000)年3月末までに設置された50人以上の合併処理浄化槽(プロペラを使用するものに限る)について、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業
全浄化槽の標準工事費の2分の1を補助

※いずれの場合も、原則として下水道法に基づく下水道区域内における事業実施が前提、事業実施計画を提出し浄化槽が対象となります。

公募期間
TYPE 1 事業：2019年4月～11月29日
TYPE 2 事業：2019年4月～10月31日
(予算満額となった場合は、その時点で募集終了となります)

環境省では、昨年度に引き続き「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」を実施しています。

実施期間は平成29年度から令和3年度(予定)で、本年度の公募期間はTYPE1事業(高効率プロペラへの改修等)は11月29日、TYPE2(浄化槽本体の交換事業)は10月31日までとなっています。

昨年度からさらに補助対象が拡大されておりますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、当協会検査課までお問合せ下さい。また、詳細はこの事業の執行団体である「一般社団法人全国浄化槽団体連合会」のホームページに掲載されています。

一般社団法人全国浄化槽団体連合会

03-3267-9757

<http://www.zenjohren.or.jp>

浄化槽法の一部を改正する法律 概要

浄化槽法の一部を改正する法律 概要

環境省提供

- 法改正の背景**
- 我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の53%、400万基残存。環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒[第1]・[第2]・[第5]
 - ※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。
 - 水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒[第3]～[第7]

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽(※)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

二 排水設備の設置等

公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- 排水設備の検査
- 使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

施行日：公布日から1年以内で政令で定める日

令和元年度(2019年度)浄化槽関係試験・講習会日程表

今年度の試験・講習会は、以下の日程で実施される予定です。

会場、日程、料金等変更になる可能性がありますのでご注意下さい。

試験・講習会	料 金	実施期間	会 場	申請書販売料金
浄化槽設備士 国家試験	22,500円	7月7日(日)	天神チクモビル 福岡市中央区天神3丁目10-27 TEL:092-715-3250	申請書代金 1部300円
浄化槽管理士 国家試験	20,200円	10月27日(日)	九州ビル 福岡市博多区博多駅南1-8-31 TEL:092-461-1112	申請書代金 1部200円
浄化槽管理士 講習	129,700円 ※1	6月24日(月) ～7月6日(土)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 850円 3部: 1380円
		9月2日(月) ～9月14日(土)		
		令和2年 3月2日(月) ～3月14日(土)		
浄化槽設備士 講習	86,700円 ※2	11月25日(月) ～11月29日(金)	福岡県自治会館 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-651-4284	
浄化槽技術管理者 講習会	49,000円	令和2年 1月22日(水) ～1月24日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書は無料です 「切手」を郵送下さい (送料) 1部: 140円 2部: 250円 3～5部: 380円

※1 浄化槽設備士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、120,200円

※2 浄化槽管理士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、81,700円

■ 申請書の請求および申し込み先

国家試験	公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験グループ宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886
講習	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 TEL:092-947-1800 FAX:092-947-3636

■ 免状の申請および再交付先

設備士関係	国土交通省 九州地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL:092-471-6331 FAX:092-476-3511
管理士関係	公益財団法人 日本環境整備教育センター 免状交付担当宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886

その他

福岡県議会で汚水処理の推進について一般質問

平成31年2月15日、福岡県議会において国民民主党・県政クラブ県議団の佐々木充議員から福岡県汚水処理の推進について一般質問が行われました。

一般質問

○三番(佐々木 允君)登壇 改めまして、皆さん、おはようございます。国民民主党・県政クラブ県議団の佐々木 允でございます。ただいまから通告に従い、本県汚水処理の推進について一般質問を行います。

本県の汚水処理人口普及率を見ると、二〇一七年度末において、県全体では九一・五三％となっています。しかし、十五の広域地域振興圏ごとに見ていくと、最も高い福岡市の九九・九三％から田川地域の四六・二八％と五〇％以上の差があり、ほかにも直方・鞍手地域で五八・四二％、飯塚・嘉穂地域で六八・四五％と、筑豊地域を中心に低い値となっています。本県は、汚水処理の早期概成を目指し、二〇一七年三月、福岡県汚水処理構想を策定し、二〇二五年度までにおおむね汚水処理が概成できるよう、その推進に取り組むことが明記をされています。また、田川地域など汚水処理人口普及率の低い地域は、いずれも下水道の未整備地域であり、早期の汚水処理を行うためには、合併浄化槽による汚水処理が効果的だと思います。

この点については、二〇一六年二月の私の一般質問に対して知事も、今後十年程度で汚水処理施設の整備をおおむね完了させていくためには、浄化槽の整備を進めていくことが重要であると考えていると述べ、そのために特に、単独浄化槽またはくみ取り便槽の家庭を合併浄化槽へ転換させていくことが重要な課題であると述べました。そして、浄化槽への転換が促進されるような対策についても検討し、その整備を一層推進したいと述べています。

そこで一点目に、知事は浄化槽整備を一層推進するために、これまでどのような取り組みを二〇一六年二月議会以降取り組んできたのか、市町村への支援も含めてあわせてお答えください。

二点目に、田川市による新たな合併浄化槽設置の推進に対する評価と、今後の支援についてお聞きをいたします。私の地元田川市では、市長の決断で、汚水処理施設整備計画を、これまでの下水道を新たに設置する方式から、個人設置型浄化槽の促進による整備に政策転換し、単独浄化槽またはくみ取り便槽から合併浄化槽への転換の際の個人負担に対して、これまで以上に補助金を拡充し、ほぼ自己負担ゼロで合併浄化槽の設置が可能となっています。この制度はことしの四月から実施される予定でありまして、この方式は全国的にも珍しく、かつ四万八千人規模の都市で全てを浄化槽で汚水を処理することを決断した市はほとんどないとのことでもあります。

そこで二点目に、田川市のこの取り組みについて、知事はどのように評価をしているのかお聞きするとともに、来年度より設置戸数が大幅に増加する予定ではありますが、その場合の県補助金の増加についても、その予算の確保についてどのように考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

三点目に、個人設置型浄化槽の維持管理の適正化についてお聞きをいたします。これまで浄化槽での汚水処理の推進を申し上げてきましたが、これと同時に大切なのは、適切な維持管理であります。個人設置型浄化槽は、その維持管理は個人が責任を持って行うことになっており、浄化槽法第十一条に定められた年一回法定検査を受けるほか、保守点検、そして清掃を行うことが法律で義務づけられています。以前、私は地域の方から、浄化槽が無管理となっており悪臭がするというクレームをいただき、県に対応をお願いをしたことがあります。そこでは、長年浄化槽の維持管理は全く行われておらず、結果、ほぼ未処理の汚水が河川に流されていたという事例でありました。業界関係者の皆さんと懇談をした際も、今のような事例は後を絶たないとのこと、指導監督権者である県の指導も十分行き届いていないという声も聞いています。個人設置型浄化槽は、国、県、自治体が多く補助金を交付して設置しており、先ほど申し上げたように、維持管理等も義務づけられており、また水環境にも大きく影響があることから、維持管理を徹底させることを、本県として、この機会に強く指導する体制を構築すべきだと考えます。

そこで三点目に、本県のいわゆる十一条検査の受検率の状況をお示しください。その上で、法定検査の未受検や保守点検及び清掃の未実施、いわゆる無管理浄化槽の実態について、指導監督権者である本県として、しっかり指導すべきだと考えますが、実態把握の現状はどのようになっているのか、また適正管理をさらに推進するために、知事として今後どのように取り組むのかお聞きします。

以上、知事の前向きな答弁を期待し、一般質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

知事答弁

○知事(小川 洋君)登壇 お答えを申し上げます。

浄化槽整備における市町村への支援でございます。浄化槽の整備につきましては、平成元年度に県の補助制度というものを創設をいたしました。市町村を通じて設置者に補助を行うことによりまして、その整備を着実に進めようとするものでございまして、これに基づきその整備が進んできているところであります。昨年度からは、浄化槽の整備を一層進めるために、この補助制度を拡充いたしまして、し尿のみを処理する単独浄化槽及びくみ取りから生活排水とし尿をあわせ処理できる合併浄化槽に転換する場合に、従来の浄化槽本体と工事費に対する補助に加えまして、単独浄化槽等の撤去費、また配管費につきましても補助を行うこととしたところであります。この拡充した補助制度につきましては、市町村説明会を開催するとともに、個別に御説明を申し上げ、その制度の利用について働きかけを行い、これまで十二の市町において活用されているところであります。加えて、浄化槽整備を促進していくため、市町村の政策決定に携わられます市町村長、いわゆる首長さんたちを対象とした浄化槽シンポジウムを開催をいたしまして、浄化槽にかかわる国の動向、他の自治体の先進的な取り組みの事例など、市町村に役立つ、意思決定に役立つ情報の提供にも取り組んできたところであります。今後とも、このような取り組みを進め、浄化槽整備を進める市町村をしっかりと支援をしてまいります。

次に、田川市による新たな合併浄化槽設置の推進についてでございます。私どもの福岡県汚水処理構想におきましては、住居が散在をし、下水道など集合処理が非効率な地域につきましては、浄化槽が最も適した汚水処理施設でございますことから、こうした地域の汚水処理人口普及率の向上のために浄化槽の整備というものを進めることといたしております。田川市におきましては、単独浄化槽やくみ取りから合併浄化槽へ転換する場合に、市民に交付をしておられます補助金を来年度から市独自で大幅にこれを拡充されることとしております。その取り組みは、浄化槽の整備に弾みをつけ、私ども福岡県の汚水処理構想における田川市の目標達成に寄与するものであると、このように考えております。また、県の補助につきましては、県内の各市町村における浄化槽の設置予定数をしっかりと踏まえまして、その整備に支障が生じることのないよう、必要な予算の確保を図ってまいります。

次に、個人設置型浄化槽の維持管理の適正化でございます。浄化槽の所有者は、浄化槽管理者といたしまして、毎年、浄化槽法第十一条の規定に基づく水質に関する検査を受けるとともに、同法第十条により保守点検及び清掃をみずから行わなければならないとされております。本県における法第十一条検査の受検率でございますけれども、年々上昇しております。昨年度は六九・二％で一昨年度の、数字がありますのは全国は一昨年度しかありませんが、一昨年度の全国の平均受検率が四〇・三％、本県は昨年度で六九・二％でございます。全国の平均受検率四〇・三％と比べると、高い状況でございます。一方で、引き算すると三〇％近い浄化槽管理者が受検をされてないわけでございまして、県におきましては、一般財団法人福岡県浄化槽協会と連携をいたしまして、検査の未受検者、保守点検、清掃の未実施者の把握に今努めているところであります。検査を受検してないことが明らかになった浄化槽管理者に対しましては、文書による受検勧奨を行っているところであります。また、保守点検、清掃を適正に行っていない疑いのある浄化槽管理者に対しましては、市町村と合同で立入検査を行い、改善が必要な場合には是正指導を行っているところであります。今後、市町村や関係団体と連携をしながら、その実態把握、これを徹底するとともに、必要に応じて改善命令を発出するなど、その適正管理に関する指導を強化をしてまいります。

その他

指定採水員指定講習会(更新)兼浄化槽技術研修会の開催のお知らせ

標記講習会を以下の日程で開催します。

日程	開催場所	所在地
10月29日(火)	行橋商工会議所	行橋市中央1丁目9-50
11月 8日(金)	三潯生涯学習センター	久留米市三潯町玉満2949番地1
11月13日(水)	イイズカコスモスコモン	飯塚市飯塚14番66号

この講習会は、更新を迎える指定採水員の方を対象とした「指定採水員(更新)講習会」と、浄化槽業務に関わる全ての方を対象とした「浄化槽技術研修会」を兼ねて開催するものです。皆様方の業務に役立つ内容となっておりますので、ぜひ、ご参加ください。

なお、**令和2年3月31日で更新期限を迎える指定採水員の方は、必ず参加して頂きますようお願いいたします。**

また、更新時期でない指定採水員の方が受講されますと、更新要件が満たされ、次回の更新期限が令和5年3月31日に延長されます。

指定採水員でない方は、この講習会を受講しても「指定採水員」には指定されませんのでご注意ください。

これから新たに指定採水員になろうとする方は、別途開催されます「指定採水員(新規)講習会」を受講してください。(9月と2月にクリエイト篠栗で開催予定です。)

詳細につきましては、後日、各事業所に改めてご案内いたします。

その他

浄化槽Q&A

Q

浄化槽の管理者から、「使い古しの食用油を処分したいけど、油処理剤を使えば、流しに流せるのでしょうか?」という質問を受けました。油処理剤を使用すれば、排水溝に流しても良いのでしょうか?

A

まず、廃油に混ぜて、液体のまま流しに流す方式の油処理剤は、浄化槽の中で、ふたたび油と水に分離します。

このため、結果として、大量の油を流し込んだことと同じになり、油が浄化槽内のろ床やパイプ類に付着して目詰まりを起こすなど、浄化槽の処理機能低下の原因になりますので、その処分方法は避けてください。

家庭からの廃油処分は、古新聞等を入れた牛乳パックに廃油を浸み込ませて、可燃ゴミとして出すか、油を固めるタイプの凝固剤で固化させてから、可燃ゴミとして出す方法としてください。

また、皿や鍋、フライパン等についた油も、洗う前にキッチンペーパーや新聞紙などで拭き取るようにしてください。



その他

法定検査の指摘事例

浄化槽法定検査における指摘事例を紹介します。

外観検査に係るチェック項目※

23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況

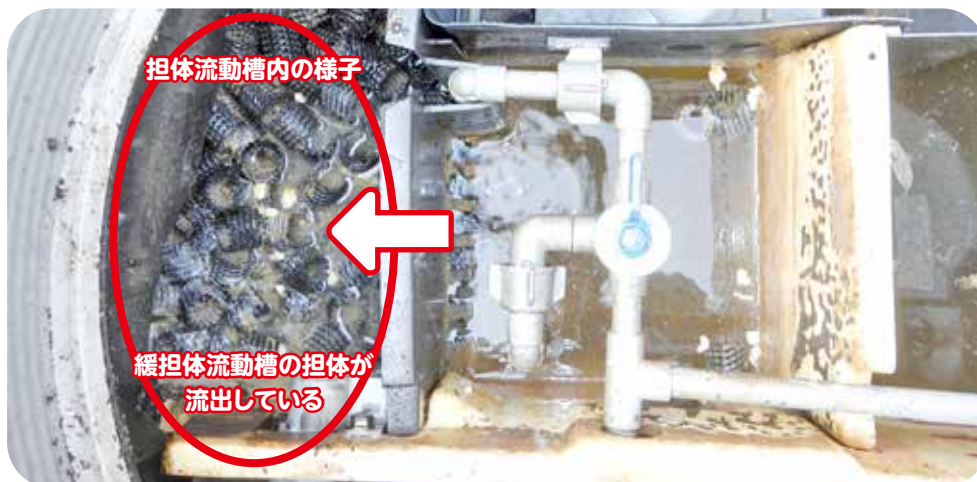
指摘の状況

担体流動槽と緩担体流動槽の仕切板が変形または破損し、担体が偏っている状況です。

指摘の理由

担体が偏ること、処理機能に影響を与える恐れがあるためです。

事 例

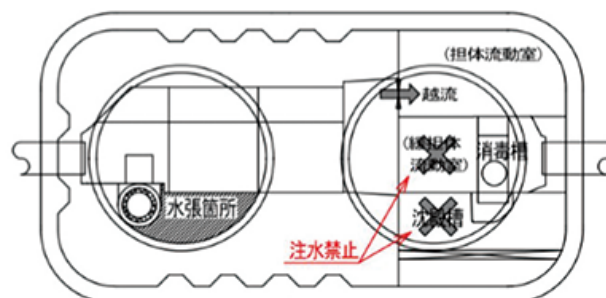


改善方法など

仕切板の修理または交換をして、担体を正しい場所に戻してください。

【清掃時には、以下の点に注意してください。】

- 担体流動槽および沈殿槽への水張りは、汚泥貯留槽から担体流動槽へ越流させて行ってください。
- 沈殿槽または緩担体流動槽から短時間に大量の注水を行うと、仕切板が異常変形して破損の原因となる恐れがあります。



※浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成14年2月改訂版)に定める外観検査に係るチェック項目です。

事業報告

法人運営

普及啓発

検査事業

行事

情報

官庁情報

試験・講習

その他

水の味

水を飲んだ時、美味しいとか、まずいとか感じるがあると思います。私たちが口にする水は、水道水がほとんどですが、同じ水道水でも、かなり違ってきます。

では、この水の味の違いはどこから来るのでしょうか。水をおいしいと感じるための条件は、①水温、②溶けているミネラルと炭酸ガスの量、③匂いの3つです。

水が最もおいしいと感じられる水温は、10℃から15℃程度とされています。

水に含まれる代表的なミネラル成分は、カルシウムとマグネシウムですが、これら二つの成分の含有量を示すのが硬度(総硬度)です。硬度によって、水は、以下のように区分されています。

総硬度(mg/L)	程 度
0～60未満	軟水
60～120未満	中程度の軟水(中硬水)
120～180未満	硬水
180以上	非常な硬水

適度なミネラルは水をまろやかにしますが、多すぎると苦みや渋みが増すことになります。硬度でいえば、50(mg/L)程度の軟水が多くの人に好まれているようです。

また、地下から湧き出る水には、適度に炭酸ガスが含まれているため、地下水や湧水は、おいしいと感じられるようです。

さらに、匂いについてですが、塩素消毒によるカルキ臭が水をまずくする要因とされています。

水道水に塩素を入れる目的は、二つあります。一つは、細かな砂や土を除くための沈殿凝集処理では除去しきれなかった有機物や鉄、マンガンなどを塩素の酸化力により除去することです。

もう一つが消毒です。塩素には、強力な殺菌作用があります。塩素以外のオゾンや紫外線でも殺菌はできますが、浄水場から家庭の蛇口までの持続した殺菌作用はありません。安心して水道水を飲むためには、塩素消毒が今のところ最も有効な手段だといえます。

おいしい水にとって、塩素の添加量は、少ないほうが良いのですが、そのためには、カルキ臭の原因となるアンモニア態窒素や汚濁物質が少なくはなりません。水道の蛇口から出てくる水は、そのほとんどが湖沼や河川から採取した水です。最初に採取された水がきれいであれば、塩素等の薬品の添加量が少なく済みます。

おいしい水を安心して口にするためにも、使った水は、浄化槽などで、できるだけきれいに自然に返したいものです。

参考：上下水道が一番わかる 長澤靖之著
 みんなの水道水 アクア・ライフ・フォーラム21著

その他

ご存じですか？ 9条検査 ～水質検査のご案内～

福岡県では、一定規模以上の浄化槽に対し、浄化槽放流水の定期的な水質検査(福岡県浄化槽法施行細則第9条に基づく検査)の受検を指導しています。

9条検査は、生活環境の保全、公衆衛生の向上を目的として、福岡県が定めた水質検査です。

9条検査を実施することで、浄化槽の維持管理状況、処理機能、処理の進行具合等が確認できます。

そこで今回、9条検査の受検推進に関するリーフレットを作成しましたので、ご紹介いたします。

また、リーフレットを希望される場合は、以下の担当課まで、お問い合わせください。

福岡検査センター：092-947-6123

筑後検査センター：0942-46-1900

筑豊検査センター：0947-45-6102

ご存知ですか？ 9条検査 ～水質検査のご案内～

福岡県では、一定規模以上の浄化槽の管理者様(設置者様)に、浄化槽放流水の定期的な水質検査(9条検査)の受検を指導しています。



(福岡県浄化槽法施行細則第9条)

浄化槽管理者は、当該浄化槽の処理能力が501人以上のものにあっては毎月1回以上、51人以上500人以下のものにあっては毎年4回以上、放流水の水質について検査を行うよう努めなければならない。

※ 福岡県浄化槽法施行細則第9条に基づく水質検査(9条検査)は、生活環境の保全、公衆衛生の向上を目的として、福岡県が定めた水質検査です。
(久留米市においても、同様の検査・報告が定められています)

(9条検査3つのポイント)

ポイント1 (検査依頼の代行)

9条検査の検査依頼、検査試料の採水は、ご契約の維持管理を行う事業者が代行することができます。

ポイント2 (11条検査への振替)

9条検査のうち1回の検査を浄化槽法第11条検査(法定検査)に振り替えることができます。

ポイント3 (県知事への報告)(福岡県浄化槽法施行細則第10条維持管理状況の報告)

維持管理の状況を県知事に報告する必要があります。
(501人槽以上は検査結果、51～500人槽は水質検査年月日)

表

(9条検査の検査項目)

9条検査では、以下の7～8項目を水質検査の対象としています。定期的な水質検査を実施することで、浄化槽の維持管理状況、処理機能、処理の進行具合等が確認できます。

検査項目	検査項目の概要	検査の目的
BOD (生物化学的酸素要求量)	水の汚れ(有機物の量)を表す指標で、値が小さいほど、きれいな水となります。	浄化槽の処理機能の確認
pH (水素イオン濃度)	水の酸性、アルカリ性の程度を表す指標で、汚水処理の進行具合と密接に関連しています。	水の浄化の進行具合の確認 異物混入の確認
SS (浮遊物質)	水中に浮遊する粒径5mm以下の不溶解性物質の総称で、水の濁り具合の指標となります。	処理水の沈降分離状況の確認
透明度	水の透明度を表す指標で、値が大きいほど、きれいな水になります。BOD、SSと強い相関があります。	浄化槽の処理機能の確認
アンモニア性窒素	水質汚染の重要な指標の一つで、汚水処理が進むと亜硝酸性窒素、硝酸性窒素へと酸化されていきます。	汚水処理の進行具合の確認
塩化物イオン濃度	処理水中の塩分量を表す指標です。し尿が浄化槽内で、何倍程度に希釈されたかが確認できます。	処理水中の塩分量の確認
亜硝酸性窒素	アンモニア性窒素が硝化作用で変化した物質で、汚水処理の進行具合が確認できます。	汚水処理の進行具合の確認

(浄化槽の処理水)

汚れた水を元通りきれいな水にして、地域に返す。浄化槽が持つ大きな役割です。
浄化槽の適正な使用、管理、清掃等は、地域の水環境を豊かにします。



【透明度が高く、濁りが少ないきれいな浄化槽処理水の例】

BOD	1.0mg/L未満
pH	7.1(24.7℃)
SS	2mg/L未満
透明度	50度以上
アンモニア性窒素	1.0mg/L未満



【透明度が低く、濁りが多い汚れた浄化槽処理水の例】

BOD	130mg/L
pH	6.6(23.6℃)
SS	120mg/L
透明度	4度
アンモニア性窒素	22mg/L

福岡県環境部廃棄物対策課
福岡県各保健福祉環境事務所

一般財団法人 福岡県浄化槽協会 Fukuoka Johkasou Association	
福岡検査センター	☎ 0120-113-247
筑後検査センター	☎ 0120-111-324
筑豊検査センター	☎ 0120-967-560

福岡県 浄化槽

裏

その他

お盆休みに伴う検体受付について(お知らせ)

盆休みに伴う検体の受付日程は次のとおりです。

日程	受付可否	備考
8月9日(金)	○	
10日(土)	×	
11日(日)	×	祝日(山の日)
12日(月)	×	振替休日
13日(火)	○	ただし、大腸菌群数検査は受付ができません。
14日(水)	×	盆休み
15日(木)	×	盆休み
16日(金)	×	盆休み
17日(土)	×	
18日(日)	×	
19日(月)	○	通常どおり

注：○印は、検体の受付が可能です。×印は、検体の受付ができません。

その他

新規採用職員の紹介



筑後検査センター 水質検査課

世良 周子

平成31年3月1日付けで採用されました。

入社するまで実際に浄化槽を見たことがなく、知識も不足しておりました。一日でも早く業務を覚え戦力になれるよう頑張りますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いします。



筑豊検査センター 法定検査課

今坂 太志

平成31年4月1日に入社致しました。

5月から法定検査課の一員として先輩方と一緒に法定検査に同行し、分からないことは真摯に教えていただき感謝の気持ちでいっぱいです。これからも浄化槽の文献などを見て、将来は浄化槽について聞かれたら何でも答えられるような検査員を目指します。



福岡検査センター 法定検査課

渡邊 総一郎

平成31年4月1日に入社致しました。

5月から法定検査課として浄化槽について色々と学びましたが、まだまだ知らないことが多くあります。8月の浄化槽検査員講習会において、浄化槽についてさらに知識を深め、検査員の資格を取得し、なるべく早く一人前の検査員となることを目標に努力してまいります。



坂本八幡神社

今回は福岡県太宰府市の

「坂本八幡神社」をご紹介します。

太宰府市は人口およそ72,000人で福岡市から南東約16kmの場所に位置しています。

九州地区の統治組織「大宰府」が置かれたことにより栄え、太宰府天満宮などの史跡が多くあり、毎年700万余りもの観光客が訪れる観光都市でもあります。

「坂本八幡神社」がある坂本区は、四王寺山の南麓から川沿いに南へ細く伸びる場所に位置し、西北は国分区、東南は観世音寺区、西南は通古賀区に接しています。

坂本という地名の由来については、江戸時代の書物『筑前国続風土記』及び『筑前国続風土記附録拾遺』に、四王寺の麓に位置し、四王寺へ詣る人の本路沿いであったため、坂本という名が付いたと記されています。かつての集落は、四王寺山麓の道筋と、近世の主要街道の一つであった日田街道から、さいふ詣り(太宰府天満宮参詣)の道に分かれる道筋にあり、前者は「村」、後者は「関屋(せきや)」、「洗出(あらいだし)」と地域の総称で呼ばれていました。この他、都落ちした安徳天皇が行宮したと伝えられる「頓御殿」、「花の屋敷」という場所や、岩屋城が落城した際、薩摩勢が陣を引き上げる時に通ったことから「引陣」という名がついたなど、歴史的伝承にちなんだ地名も多く残されています。

坂本区の氏神は坂本八幡神社で、祭神は応神天皇一座です。この坂本八幡神社の建つ場所は、大和朝廷時代、太宰師の屋敷があったと伝えられています。

また、最近では、「令和」の典拠となった万葉集の「梅花の歌」を詠んだ「梅花の宴」が催されたとされる場所が、坂本八幡神社の付近であったという説があることから、話題となっております。



<太宰府市文化ふれあい館提供>

編集
後記

新しい天皇が即位され、新元号「令和」になって初めてのかいほう発行になります。

「令和」は、日本最古の歌集『万葉集』巻5梅花の歌32首の序文から二文字をとって命名され、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」と言う意味がこめられているそうです。また、ゆかりの地が福岡県太宰府市という事で、今回ふるさと百景に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。(S)

第8回

じょうかそう (浄化槽) ポスター コンクール

夏休みの
宿題にも!

応募期間

令和
元年6月1日(土)
～9月10日(火)
必着

テーマ

家庭から出る汚れた水をキレイにする
「じょうかそう(浄化槽)」と水辺の環境

※「じょうかそう(浄化槽)」を含む「ことば」または「イラスト」を必ず入れてください

応募対象

入賞・入選作品はPR用ポスターの原画に!
福岡県在住の小学生(1年生～6年生)

賞など

福岡県知事賞

福岡県浄化槽推進協議会会長賞

福岡県環境整備事業協同組合連合会会長賞

(一財)福岡県浄化槽協会理事長賞

優秀賞

入選

※応募者全員に参加賞あり

第8回「じょうかそう(浄化槽)」
ポスターコンクールの入賞・入選作品
を展示します

・福岡県庁

9月30日(月)～10月4日(金)

・コスメイト行橋

10月9日(水)～10月16日(水)

・久留米市役所

10月18日(金)～10月24日(木)

入賞・入選者には追ってお知らせします。

第7回 入賞作品



福岡県知事賞



福岡県浄化槽推進協議会会長賞



福岡県環境整備事業協同組合連合会会長賞



福岡県浄化槽協会理事長賞

主催 / 一般財団法人 福岡県浄化槽協会

後援 / 福岡県 / 福岡県浄化槽推進協議会 / 福岡県環境整備事業協同組合連合会

2019
夏号
No.152

かいほう

発行年月日 : 令和元年7月1日

発行所 : 一般財団法人 福岡県浄化槽協会

〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7
TEL.(092)947-1800 FAX.(092)947-3636

発行人 : 三浦 正吏

ホームページ : <http://www.fjkyo.or.jp>



この印刷物は環境保護の為、再生紙を使用し、植物油インキによって印刷しました。